

内部統制システムの整備に関する基本方針（案） （内部統制規則）

学校法人八洲学園（以下「本法人」という。）は、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号。以下「法」という。）第 148 条第 1 項及び同法第 36 条第 3 項第 5 号並びに私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号。以下「施行規則」という。）第 13 条の規定に基づき、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要な体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を、次のとおり定める。

1 経営に関する管理体制

理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令・寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。

2. 寄附行為並びに理事会、評議員会の運営に関する規則等に基づき、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な運営を行う。
3. 理事職務権限に関する規則等に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
4. 職務分掌・決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性・効率性を高める。

2 情報の保存及び管理（施行規則第 13 条第 1 号関係）

理事会、評議員会その他重要会議の議事録、決裁文書、契約書その他の理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び関係規則等に基づき、適切に作成、保存及び管理を行う。

2. 前項の情報については、法令又は本法人の規則等に定める保存期間中、監事、会計監査人及び権限を有する者が随時閲覧できる状態を維持する。

3 リスク管理に関する体制（施行規則第 13 条第 2 号関係）

リスク管理に関し、体制及びリスク管理に関する規則等を整備し、役割、権限、リスクの評価方法及びリスク対応方法等を明確にする。

2. 個人情報保護に関する規則等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
3. 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規則等に基づき、職務執

行部署が自律的に管理することを基本とする。

4. リスクの統括管理については、内部監査担当部門または担当者（以下、内部監査担当）が行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜監査し、その結果について理事会に報告する。
5. 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
6. 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規則等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
7. 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規則等を定めるとともに、必要な措置を講じる。
8. 理事会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、見直すとともに、リスク管理体制についても見直しを行う。

4 理事の職務執行の効率性確保（施行規則第 13 条第 3 号関係）

本法人は、理事の職務執行が効率的に行われることを確保するため、関係規則等を定め、意思決定プロセスを明確化する。

2. 本法人は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士その他の外部専門家の助言を受けることができる体制を整備する。

5 法令遵守体制（施行規則第 13 条第 4 号関係）

理事及び職員が法令並びに寄附行為及び本法人の規則等を遵守し、確固たる倫理観をもって事業活動等を行う組織風土を高めるために、コンプライアンスに関する規則等を定める。

2. 本法人のすべての役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。

6 補助職員（施行規則第 13 条第 5 号関係）

監事の職務を補助するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する補助職員を配置する。

7 補助職員の独立性（施行規則第 13 条第 6 号関係）

補助職員は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。

8 補助職員への指示の実効性確保（施行規則第 13 条第 7 号関係）

補助職員の採用、異動、人事評価、報酬及び懲戒については、監事の意見を尊重し、監事の同意を得て行うものとする。

9 監事への報告体制（施行規則第 13 条第 8 号関係）

理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他本法人の規則等に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業務執行理事並びに監事に報告する。

2. 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には、速やかにこれに応じる。
3. 本法人は、職員が監事に直接報告することができる制度（内部通報制度を含む。）を整備する。

10 通報者の保護（施行規則第 13 条第 9 号関係）

内部通報を行った者に対し、当該報告又は通報を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

11 監事の職務執行費用（施行規則第 13 条第 10 号関係）

監事が、その職務の執行について生ずる費用の前払い若しくは支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに相当額を支払う。

12 監査の実効性確保（施行規則第 13 条第 11 号関係）

理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

13 運用状況の確認

理事会は、本方針に基づく内部統制システムの整備及び運用状況について、毎事業年度、その概要を確認し、事業報告書に記載する（施行規則第 29 条第 2 項）。

14 本方針の改廃

本方針に見直しが必要が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。

附則

本方針は、令和 8 年 5 月 26 日の理事会決議により制定し、同日から施行する。